

山口県報

令和7年
2月7日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課) 三
- 保安林指定の解除 (宇部市) (森林整備課) 三
- 解除予定保安林 (森林整備課) 三
- 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等 (物品管理課) 三
- 公告
一般競争入札の実施 (税務課) 四
- 国土調査の成果の認証 (政策企画課) 六
- 公安委公告
一般競争入札の実施 六
- 労委公告
山口県労働委員会のおっせん員候補者 七

山口県告示第三十三号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年二月七日から同月二十八日までの間、山

山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和七年二月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社
住 所 大阪市中央区道修町三丁目二番一〇号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場
所 在 地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 間 隔
四七一口	六・五	令和七、 三、四	令和七、 四、一〇	令和七、 六、一	断 続 八 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要 変 動 な し

備考 「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。

No. 1	排水口	七・五	七・二	二二・五	一九・五	一二	二〇	一	八・九	一二・三	〇・二	〇・五	一一、二二	一一、八六八
-------	-----	-----	-----	------	------	----	----	---	-----	------	-----	-----	-------	--------

山口県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名	施 術 所	在 地	指 定 年 月 日
徳岐 淳平	いきいきLAVO 整骨院	山陽小野田市栄町七番三三号	令和六、一二、二四

山口県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和七年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
宇部市大字西岐波字四十塚西一七七三の二、一七七四の三
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和七年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字神田上字岩戸八九七〇の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字山田字荒神平一二二九三の一（次の図に示す部分に限る。）、一二二九三の四から一二二九三の六まで、宇海平山一二三二〇の五

- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、令和七年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約（地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

令和七年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七条の四（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格を有するものとする。

二 調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	電気 電子県庁基幹システム ネットワークパソコン 除雪車 消防車 用給水車 県立学校コンピュータ教室用機器 教育用ネットワークシステム ガソリン 交通信号灯器 通信指令システム 警察情報ネットワーク端末装置 災害対策用情報共有システム

三 その他

- (一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき競争入札参加資格を有する者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。
- (二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、令和七年六月中に同年十月一日以降の資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。
- (三) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）のホームページ（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/158716.html>）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。



(三〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年二月七日

山口県知事 村岡 副政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

四百九万八千四百二十九キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品

等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

五 令和七年二月七日から同年三月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

岩国市三笠町一丁目一番一号 岩国県税事務所総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和七年二月七日から同月十七日までの午前九時から午後五時までの間、岩国県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

岩国県税事務所総務課

(三) 受領期限

令和七年三月十四日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和七年三月十七日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

岩国市三笠町一丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎共用第一会議室

(二) 日時

令和七年三月十七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 梶谷 和男

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年二月十四日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、岩国県税事務所総務課（電話〇八二七―二九―一五〇〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of the contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 4,098,429 kWh of electricity (as shown in the specification)

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to March 31, 2028

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Citizen's Culture Hall Iwakuni (Sinfonia Iwakuni)

(5) Branch office in charge of the procurement and Contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-machi, Iwakuni City (Tel. 0827-29-1500)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M., March 14, 2025 (If brought in person: 10:00 A.M., March 17, 2025)

(二) 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和七年二月七日

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	令和二年五月二十六日から令和五年十二月十四日まで	下関市地籍図	豊北町大字北宇賀の一部

山口県知事 村岡 嗣 政

二 認証年月日

令和七年二月七日

公 告

一般競争入札の実施



次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年二月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称
ガソリン

(二) 物品等の予定数量
二百四十四キロリットル

(三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和七年二月七日から同年三月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和七年三月十九日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和七年三月二十一日午前十一時）
六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階研修室

(二) 日時

令和七年三月二十一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年三月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課（電話〇八三一九三三三〇一一〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department,

Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and planned quantity of the products to be purchased: Approximately 244 kiloliters of regular gasoline

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to March 31, 2026

(4) Delivery place: Place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. March 19, 2025 (If brought in person: 11:00 A.M. March 21, 2025)



公 告

山口県労働委員会のあっせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく令和七年一月二十日現在の山口県労働委員会のあっせん員候補者は、次のとおりです。

令和七年二月七日

山口県労働委員会会長 通山 和史

氏 名 略 歴

通山 和史 山口県労働委員会公益委員
弁護士

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
西南学院大学法学部教授

中嶋 善英 山口県労働委員会公益委員
弁護士

中村美紀子 山口県労働委員会公益委員
山口大学経済学部教授

濱崎 大輔 山口県労働委員会公益委員
弁護士

伊藤 正則 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会会長

徳野 啓範 山口県労働委員会労働者委員
日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長

令和七年二月七日印刷
令和七年二月七日発行

発行人所

山口県知事庁

中元 直樹	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
長山 文子	山口県労働委員会労働者委員 U Aゼンゼン山口県支部支部長
森本 正宏	山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
岡藤智加子	山口県労働委員会使用者委員 株式会社岡藤組代表取締役社長
中田 敏宏	山口県労働委員会使用者委員 株式会社宇部総合サービス顧問
西木 央	山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマシニアアドバイザー
藤井 彰	山口県労働委員会使用者委員 ヘッドアイ協同組合理事長
宮本 道浩	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
近本佐知子	前山口県労働委員会公益委員
阿野 徹生	前山口県労働委員会使用者委員
田村 充正	前山口県労働委員会使用者委員
山崎 晶子	山口県労働委員会事務局長
秋本 篤志	山口県労働委員会事務局次長